

特定非営利活動法人丸山ワクチンとがんを考える会設立趣旨書

近年、がん治療は著しく進歩し、早期がんでは治療成績も向上しておりますが、1981年以來、死因の第1位をがんが占め続けているように、進行期がんでは未だ十分な成績が得られていないと思われます。さらに最近では、インフォームド・コンセントの立場から、がんの告知が一般的になりつつあります。がんの患者・家族は治療法選択にあたり、三大療法である外科療法・化学療法・放射線療法のほかに免疫療法や代替療法などに期待を寄せることが少なくありません。

丸山ワクチンはがん免疫療法の先駆的役割を果たし、現在厚生労働省に有償の治験薬として認められ使用されていますが、製造認可が下りていませんので、十分に認知、理解されておらずそのため治療の機会を奪われている患者が多数います。また丸山ワクチンに興味を持つ医師・研究者にとっても、資金面・組織面での支援がないために、研究を進めることができます。

私達は昭和56年に、「丸山ワクチン患者・家族の会」を立ち上げ、以来25年にわたって、認可に向けての運動、丸山ワクチンを希望する患者・家族の相談窓口、ホームページの開設などを通じて、正しい情報普及のための活動を行ってきました。しかし任意団体ということでその活動には限界があり、もっと幅広い視野にたってがんについてのいろいろな治療の可能性を探り、その成果を発表していくことを進める別組織の必要性を感じました。

そのため、丸山ワクチン患者・家族の会は任意団体として従来の活動を続けますが、今後、がんの患者・家族・一般市民に対し免疫療法や代替療法などに関する適切な情報の提供とがん治療法の確立を目指すためには、事業の安定性、継続性を維持することが重要であり、社会的信用を得るとともに事業の公益性、公正性を明確にするためには、特定非営利活動法人という活動形態が相応しいと考えるに至りました。

そこで特定非営利活動法人丸山ワクチンとがんを考える会を設立することによって、広く寄付を募るなど資金面での充実を図り、がん患者・家族・一般市民に対して、丸山ワクチンを始めとするがんの免疫療法や代替療法などについての情報提供・啓蒙・広報・教育・研究助成などの事業を行っていきたいと考えます。なお、法人の運営及び事業においては、特定非営利活動促進法第3条に則って公正、公平に行うことをちかいます。そのことによって、患者の生活の質の向上に貢献し、患者・家族・一般市民の保健、医療、または福祉の増進を図り、医学の向上、発展に資することで社会全体の利益に大きく寄与するものであると信じるものであります。

平成17年2月10日

代表者 住所又は居所

氏名

篠原

一

印